

所得税の申告

問合せ

富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 <自動音声にて案内>

●確定申告はお早めに

平成22年分の所得税の申告および納税は、平成23年2月16日(水)から3月15日(火)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、3月31日(水)までです。納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

給与所得者や年金受給者の還付申告は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)です。申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただき、お分かりにならない点について、職員が助言をさせていただきます。申告書の作成にあたっては、パソコンで行なっておりますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきをご送付しております。

申告期限間際になりますと申告書の提出窓口は、たいへん混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので確定申告書は、ご自分で書いて早めに提出をお願いします。提出の前には、記載事項や添付書類に漏れがないか、もう一度よくご確認ください。

作成した申告書は、郵便または信書便により提出することができます。

【確定申告書の控えが必要な方は】複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペンなどで記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください

住所：〒584-8501 富田林市若松町西2-1697-1

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外取受箱に投函することで提出できます。申告書の記載内容などについての審査は提出後に行なうこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。すばるホールや還付申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。

※税理士による地区相談会場は今年度から開催されません。

※申告時期は、「にせ税理士」に十分ご注意ください。

●サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場(サポートセンター)のお知らせ

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。(羽曳野市での開催はございません。)

会場名	開設時間	開設日
河内長野市役所8階802会議室 (河内長野市原町1-1-1)	10:00～12:00	2月8日(火)・9日(水)・10日(木)・14日(月)・15日(火)
藤井寺市民総合会館別館中ホール (藤井寺市北岡1-2-8)	13:00～16:00	1月26日(水)・27日(木)・28日(金)・31日(月)・2月1日(火)

- ・上記会場は、近畿税理士会富田林支部のご協力をいただいて開催します。
- ・各会場の受付は、混雑状況などにより早めに締め切らせていただく場合があります。
- ・各会場の駐車場に限りがありますので、電車・バスなどの公共機関をご利用ください。
- ・各会場では、電話によるお問い合わせはお受けしていません。

●e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。

「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日曜も含めて24時間いつでも利用可能となります。

また、「e-Tax」を利用して所得税の確定申告を行なうことができますと、①最高5,000円の税額控除(注1)、②源泉徴収票等の提出省略(注2)など書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利なものとなっております。

なお、国税庁ウェブサイトには「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

詳しくは、e-Taxウェブサイト <http://www.e-tax.nta.go.jp>、または国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

(注1)平成19・20・21年分で5,000円控除を受けた方は受けられません。

(注2)一定の要件があります。

※同コーナーで作成した申告書を印刷し(モノクロ印刷でも可)、税務署へ提出することも可能です。

富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 1月25日(火)～3月15日(火)

(土・日・祝を除く。ただし2月20日(日)および2月27日(日)は開設します。)

開設時間 午前9時～午後5時

(混雑状況により、早めに受け付けを終了させていただく場合がありますので、午後4時ごろまでにお越しください。)

開設場所 すばるホール 富田林市桜ヶ丘町2番8号

問合せ 富田林税務署 TEL0721-24-3281(代表)

(※上記番号におかけいただくと自動音声により案内しております。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話によるお問い合わせはお受けしていません。)

◇ご注意ください!

- ・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行ないます。なお、上記開設期間以外(土・日・祝日を除く)は、富田林税務署で相談を行ないます。
- ・「すばるホール」会場では、納付手続および納税証明書の発行は行なっておりません。
- ・すばるホールの駐車場に限りがありますので、電車・バスの公共の交通機関をご利用ください。
- ・会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
- ・確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行なうこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。



交通：近鉄長野線川西駅から徒歩8分 南海小金台2丁目バス停から徒歩8分 近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車